



ご要望多数につき
臨時開催します！

平成30年10月

事業者 各位

公益社団法人 滋賀労働基準協会

〒520-0806 大津市打出浜13番15号 笹川ビル4F

TEL 077-522-1786 FAX 077-522-1453

<https://shigarouki.or.jp/>

「有機溶剤作業主任者技能講習」臨時開催について

標記の技能講習につきましては、既に多数のお申し込みをいただいておりますため、下記の通り臨時で開催することとなりました。

労働安全衛生法の定めにより、有機溶剤を製造し、又は取り扱う作業については当該作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任しなければならないとされています。

この機会に受講され、資格を取得されますよう、受講方ご案内申し上げます。

記

1. 実施日時 【1日目】平成30年12月18日(火) 9時50分～17時05分

関係法令、健康障害及び予防措置に関する知識

【2日目】平成30年12月19日(水) 8時50分～17時05分

作業環境の改善方法に関する知識、保護具に関する知識、
修了試験

2. 会場 (公社)滋賀労働基準協会 研修室

大津市打出浜13-15 笹川ビル4階 ☎077-522-1786

※会場には、受講生の駐車場はありません。お車でご来場の場合は、
周辺の有料駐車場を各自負担でご利用下さい。

(公共交通機関を利用の場合、JR膳所駅より徒歩15分、京阪石場駅より徒歩5分)

3. 受講資格 満18歳以上

4. 受講料 **12,204円**(消費税込、テキスト代含む)

▶受講受付後、**開講10日前までに**受講料(テキスト代含む)を下記①～③でご入金ください。

※請求書・振込み用紙の発行は致しませんので、予めご了承ください。

①滋賀労働基準協会 事務所まで持参する(領収書を発行します)

②現金書留で郵送する(領収書を郵送します)

③銀行振込【振込先】**滋賀銀行 膳所駅前支店 普通預金 045749 (株)滋賀労働基準協会**

(振込手数料各自負担) 金融機関等発行の振込証の控をもって、領収書に代えさせていただきます。

5. 定員 **88名**(申込順に受付し、定員に達した時点で締め切ります)

6. 申込方法 技能講習受講申込書に必要事項を記入のうえ、原本を郵送するか、直接窓口まで持参ください。

7. その他 講習会のコース変更(日程変更)、キャンセル(取消)をする場合は、開講日の一週間前までにご連絡ください。

※取消連絡書(当協会HPよりダウンロード可)をFAXで送信するか、ホームページより
コース変更取消連絡フォームでご連絡ください。

※開講日一週間前を過ぎた連絡は、コース変更やキャンセルはできません。但し、受講者の変更
は対応しますので一旦お電話でご連絡願います。(前営業日までに連絡をいただいた時のみ)

* * 詳細は滋賀労働基準協会のホームページをご覧ください * *

以上

